平成２６年（フ）第６９５号
京都市伏見区横大路柿ノ本町19番地　柿ノ本ハイツ１－５
債務者　安永　福美
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６９６号
京都府宇治市五ケ庄戸ノ内７番地73、住民票上の住所京都府宇治市五ケ庄大林25番地の40
債務者　黒木　一司
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７１２号
京都市南区西九条御幸田町11番地13、前住所京都市伏見区醍醐北西裏町８番地　醍醐中市営住宅４―102
債務者　中島　絵美（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
大阪府松原市天美西１丁目22―６、住民票上の住所堺市堺区今池町６丁１番７号　平澤文化１Ｆ奥
債務者　三好　　茂
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４４７号
大阪府松原市新堂１丁目512番地の１―310号、前住所大阪府松原市高見の里６丁目８番６号
債務者　堀添　公一
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４９０号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番44―101号
債務者　榎　　美鈴
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１２号
大阪府高石市西取石１丁目３番10号
債務者　木下　倫成
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
高知市中秦泉寺30番地２　コーポユカリ11号室
債務者　伊藤　忠雄
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８３号
高知市北本町１丁目３番３号　更生保護法人高坂寮、住民票上の住所高知県香美市土佐山田町250番地２
債務者　岡本　　司
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９２号
高知県香美市土佐山田町楠目1074番地
債務者　楠目　譲二
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９４号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｂ５―104号
債務者　村田　寿喜
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５１号
佐賀県佐賀市光１丁目１番14―206号　キープビル西棟
債務者　西村美智子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
大分県杵築市大字杵築1330番地２
債務者　水谷　朱実
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時15分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第６９１９号
東京都江戸川区南葛西４丁目20―14―201
債務者　濱田慎太郎
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９２０号
東京都江戸川区南葛西４丁目20―14―201
債務者　濱田美奈子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９７８号
東京都狛江市西野川３丁目１―38
債務者　鶴飼　　功
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９８４号
東京都三鷹市牟礼３丁目１―28　レジデンスサクレクールⅡ８
債務者　岡本　浩志
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部